

消費税率引上げ分に伴う地方消費税交付金の増収分の使途について

地方消費税交付金のうち消費税率引上げによる増収分については、社会保障施策に要する経費に充てることとされています。増収分は、下記の社会保障関係費の一般財源の一部として広く充てることとしています。

平成27年度決算

【歳入】

増収分	15,916,613 千円
------------	----------------------

【歳出】

(千円)

項目		事業費	一般財源
医療分野	医療助成、国民健康保険会計繰出金など	42,938,283	25,303,393
介護分野	老人福祉施設整備、介護保険会計繰出金など	53,387,477	46,269,859
子育て分野	施設運営、児童手当支給など	89,272,128	30,391,989
障がい分野	児童障害福祉、障害福祉サービスなど	68,346,834	23,512,777
生活援護分野	生活保護など	131,702,142	33,923,847
合計		385,646,864	159,401,864

注) 上記の社会保障関係費には事務費等も一部含まれていますが、引き上げ分の地方消費税収は、事務費や職員の人件費には充てないこととされています。